

公立大学法人大阪教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程 40

最近改正 令和 5. 3. 31 規程120

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 57 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員のうち就業規則第 57 条第 4 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第 2)
- (3) 教育職給料表 (別表第 3)
- (4) 看護職給料表(1) (別表第 4)

(職務の級の決定)

第 5 条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第 6 条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第 7 条 教職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の

級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第8項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第45条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第31条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 公立大学法人大阪教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 諸手当の支給基準

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する教員は、別表第6に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種 106,800円
- (2) 2種 96,100円
- (3) 3種 74,800円
- (4) 4種 64,100円
- (5) 5種 32,000円
- (6) 6種 21,300円

3 管理職手当を受ける職を2以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

（管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（職務負担手当）

第14条 法令に定められる職務等に従事する教職員のうち、その職務の複雑、困難又は責

任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであって、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。

- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する教職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程（以下「職務負担手当規程」という。）に定める。

（初任給調整手当）

第 15 条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程（以下「初任給調整手当規程」という。）に定める期間及び額の範囲内で、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後、初任給調整手当規程に定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証（以下同じ。）又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有するもの
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する獣医師免許証を有するもの
- (3) 前 2 号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので初任給調整手当規程に定めるもの

- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、初任給調整手当規程に定める。

（扶養手当）

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある親族

- 3 扶養手当の月額額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教

育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級である者（以下「4級教員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。
- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する。

(地域手当)

第 19 条 教職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 11.8 (東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあっては、100 分の 16) (第 38 条に規定する休職者 (ただし、第 8 項に規定するものを除く。)) については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

(住居手当)

第 21 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員住居手当規程 (以下「住居手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員
 - (2) 第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000 円 (前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額) を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

(住居の届出)

第 22 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

(住居手当支給の始期及び終期)

第 23 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 21 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合(同額に改定する場合を含む。) について準用する。

(通勤手当)

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする教職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの(以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。) の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間(当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。) につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第 25 条 事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人大阪教職員単身赴任手当規程(以下「単身赴任手当規程」という。) で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常

況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の届出）

第 26 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第 1 項又は第 3 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（単身赴任手当支給の始期及び終期）

第 27 条 第 23 条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

（特殊勤務手当）

第 28 条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に應ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
 - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
 - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

（時間外勤務手当）

第 29 条 勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第 8 条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第 2 号に掲げるものを除く。） 100 分の 125

- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの
100 分の 150
- (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。） 100 分の 135
- (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の
160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超え 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 年間（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第31条 勤務時間等規程第15条の規定の適用を受ける教職員（以下「管理監督者」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

- 2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第32条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料(調整額含む)の月額」+「管理職手当の月額」+「これらに対する地域手当の月額」
+「初任給調整手当の月額」+「職務負担手当の月額」

「週勤務時間」×52/12

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」=「週所定勤務時間」-「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第33条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

(宿日直手当)

第 34 条 勤務時間等規程第 18 条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務 1 回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

- (1) 勤務時間 5 時間未満の場合 3,350 円
- (2) 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までの場合 3,350 円
- (3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前 5 条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第 29 条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当等の特例)

第 35 条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 6 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

(クロスアポイントメント手当)

第 36 条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員（以下「クロスアポイントメント教職員」という。）には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

第 4 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 37 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

第 5 章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第 38 条 就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により休職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給

- し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。満2年を超えてからは、給与を支給しない。
 - 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
 - 4 就業規則第21条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
 - 5 就業規則第21条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。
 - 6 就業規則第21条第1項第4号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
 - 7 就業規則第21条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
 - 8 就業規則第21条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
 - 9 就業規則第21条第1項第7号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
 - 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（停職者の給与）

第39条 就業規則第53条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児・介護休業者の給与）

第40条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児短日数勤務の期間中の給与）

第 41 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

第 42 条 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

(業務傷病休業等の間の給与)

第 43 条 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第 44 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。

3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第 6 章 給与の減額

(給料の減額)

第 45 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 62 条第 2 項及び第 63 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 31 条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）

- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第31条に定める病気休暇の期間及び就業規則第62条第1項第2号(同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。)により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続き休日、就業規則第44条の欠勤(心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。)の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 就業規則第63条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇(前項第1号にあってはその後に引き続き欠勤の期間を含む。以下同じ。)により引き続き勤務しない期間(以下「病気休暇等の期間」という。)の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間(以下「休暇間の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日(1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。)がない場合
当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合
当該休暇間の期間が90日未満(休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満)である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
- (勤務1日又は1時間当たりの給料額)**
- 第46条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料(調整額を含む)の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。
- 「給料(調整額を含む)の月額」
$$\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12$$
- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。
$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$
- 4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

第47条 第45条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当の減額)

第48条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当を、その者に支給すべき管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第20条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇
 - (3) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- 2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。
- 3 第1項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第46条第1項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第49条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第45条及び第46条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第48条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第50条 第45条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第51条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程(以下「本規程等」という。)において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 52 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

（退職者等への給与支払）

第 53 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

（非常時の給与支払）

第 54 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 51 条及び第 52 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支払方法）

第 55 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、公立大学法人大阪クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

第 8 章 再雇用職員の給与

（再雇用職員の給与）

第 56 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第 57 条 再雇用職員とは、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 58 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(職務負担手当)

第 58 条の 2 第 14 条の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の職務負担手当の支給額は、職務負担手当規程第 3 条から第 10 条までの規定による金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 59 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 60 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 61 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) 所定勤務日数が週4日以上の者 第24条の規定を準用する。
- (2) 所定勤務日数が週4日に満たない者 通勤手当の額は、次に定めるところによる。
ただし、1月当たりの額が55,000円を超えることとなる場合については、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- ア 交通機関を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1月の勤務の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給しないものとする。
- イ 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて1日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離（片道）	1日当たりの額
5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	350円
15キロメートル以上20キロメートル未満	490円
20キロメートル以上25キロメートル未満	630円
25キロメートル以上30キロメートル未満	770円
30キロメートル以上35キロメートル未満	910円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,050円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,190円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,280円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,370円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,450円
60キロメートル以上	1,540円

- (3) 特別の事情により、前2号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

（時間外勤務手当）

第62条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第29条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第32条の規定を準用する。

第9章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第 63 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第 64 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 65 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 66 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第 67 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (4) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (7) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (8) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

- (9) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに前2号及び次号の教職員を除く。）をいう。
- (10) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに第7号及び第8号の教職員を除く。）及び法人事務局事業場で勤務するものうち別に定めるものをいう。
- (11) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員（再雇用規程の適用を受ける者を除く。）のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

（合併に伴う特例措置）

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における府大承継教職員及び府大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧府大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
- 4 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における市大承継教職員及び市大区分教職員の給与については、第38条第3項、第43条、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧市大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。なお、第57条第2号に定めるパートタイム再雇用職員については、第45条の規定にかかわらず、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程第15条の規定を準用する。
- 5 本則の規定にかかわらず、市大区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

（給料表その他の切替えにかかる措置）

- 6 附則第3項及び第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

（経過措置）

- 7 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、附則第4項の規定により（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程別表第3に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第1を適用するものとし、第19条第2項中「100分の11.8」とあるのは「100分の16」とする。
- 8 府大承継教職員及び府大区分教職員のうち、附則第4項の規定により（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程別表第2に規定する教育職給料表の適用を受けていた者

について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第2を適用する。

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

- 9 当分の間、職員（就業規則第2条第3項に定める職員のうち、再雇用規程の適用を受ける者を除いた者をいう。以下同じ。）の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあっては、当該給料月額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 10 就業規則第15条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第15条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額（公立大学法人大阪教職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定（給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 附則第9項の規定の適用を受ける職員（附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）と特定日給料月額との差額を給料として支給する。

13 附則第 10 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 9 項の規定の適用を受ける職員であって、就業規則第 15 条第 2 項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

(60 歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

14 附則第 9 項の規定の適用を受ける職員に対する第 9 条の規定の適用については、当分の間、同条第 2 項中「定める額」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 15 項の規定により読み替えられた前 2 項」とする。

附則別表第 1

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	201,600	264,200	293,000	338,000
2	203,700	266,400	295,500	340,100
3	205,800	268,600	298,000	342,200
4	207,900	270,800	300,500	344,200
5	211,700	274,300	303,100	346,800
6	213,800	276,600	305,400	349,300
7	215,900	278,900	307,700	351,800
8	218,000	281,200	309,900	354,200
9	221,800	284,400	312,300	356,600
10	223,900	286,500	314,600	359,200
11	226,000	288,600	316,800	361,700
12	228,100	290,800	319,000	364,200
13	231,900	293,000	321,400	366,500
14	234,000	295,200	323,700	369,100
15	236,100	297,500	326,000	371,700
16	238,200	299,800	328,200	374,200
17	242,000	301,600	330,500	376,500
18	244,100	303,800	332,800	379,100
19	246,200	305,900	335,000	381,600
20	248,300	308,000	337,200	384,000
21	252,100	309,200	338,000	386,200

22	254, 200	311, 200	340, 300	388, 800
23	256, 300	313, 100	342, 600	391, 300
24	258, 400	315, 000	344, 800	393, 700
25	262, 200	316, 300	345, 500	395, 900
26	264, 300	318, 300	347, 700	398, 300
27	266, 400	320, 200	349, 900	400, 700
28	268, 500	322, 100	352, 000	403, 000
29	272, 300	323, 400	353, 000	405, 300
30	274, 400	325, 400	355, 100	407, 800
31	276, 500	327, 300	357, 100	410, 300
32	278, 600	329, 200	359, 000	412, 700
33	281, 800	330, 500	360, 000	414, 700
34	283, 900	332, 500	362, 100	417, 200
35	286, 000	334, 400	364, 100	419, 700
36	288, 100	336, 300	365, 900	422, 000
37	290, 500	337, 600	367, 000	424, 100
38	292, 500	339, 600	368, 800	426, 600
39	294, 400	341, 600	370, 500	429, 100
40	296, 200	343, 300	372, 100	431, 500
41	298, 000	344, 500	373, 700	433, 500
42	299, 900	346, 500	375, 700	436, 100
43	301, 900	348, 500	377, 700	438, 700
44	303, 800	350, 400	379, 500	441, 200
45	305, 200	351, 200	380, 400	442, 900
46	307, 300	353, 300	382, 300	445, 600
47	309, 400	355, 400	384, 200	448, 200
48	311, 500	357, 100	386, 000	450, 700
49	312, 300	357, 900	387, 100	452, 300
50	314, 000	360, 000	388, 900	455, 000
51	315, 600	361, 900	390, 700	457, 600
52	317, 100	363, 800	392, 400	460, 200
53	318, 600	364, 400	393, 500	461, 700
54	320, 100	366, 100	395, 400	464, 200
55	321, 600	367, 700	397, 200	466, 800
56	322, 800	369, 300	398, 800	469, 300

57	323, 800	370, 300	399, 900	471, 100
58	325, 200	371, 900	401, 800	473, 600
59	326, 600	373, 500	403, 600	476, 300
60	327, 800	375, 000	405, 400	478, 800
61	329, 000	375, 900	406, 200	480, 400
62	330, 400	377, 600	408, 100	482, 900
63	331, 800	379, 200	410, 000	485, 400
64	333, 000	380, 800	411, 800	487, 800
65	334, 100	381, 500	412, 500	488, 800
66	335, 200	383, 200	414, 300	491, 200
67	336, 300	384, 800	416, 000	493, 600
68	337, 400	386, 400	417, 700	496, 000
69	338, 500	387, 100	418, 700	497, 200
70	339, 900	388, 900	420, 400	499, 500
71	341, 200	390, 600	422, 000	501, 800
72	342, 400	392, 200	423, 600	504, 000
73	342, 900	392, 700	424, 900	505, 200
74	344, 300	394, 300	426, 600	507, 500
75	345, 600	395, 900	428, 300	509, 800
76	346, 800	397, 300	429, 800	511, 900
77	347, 300	398, 300	431, 100	513, 100
78	348, 700	399, 900	432, 800	515, 000
79	350, 100	401, 400	434, 500	516, 900
80	351, 400	402, 800	436, 000	518, 800
81	351, 700	403, 900	437, 300	520, 400
82	353, 100	405, 500	438, 900	521, 700
83	354, 400	407, 000	440, 500	522, 900
84	355, 700	408, 400	442, 000	524, 000
85	356, 000	409, 500	443, 400	525, 100
86	357, 400	411, 100	445, 000	526, 300
87	358, 700	412, 600	446, 600	527, 500
88	360, 000	414, 100	447, 900	528, 500
89	360, 300	415, 100	448, 900	529, 100
90	361, 600	416, 500	450, 500	530, 300
91	362, 800	417, 900	452, 100	531, 500

92	364,000	419,300	453,600	532,500
93	364,600	420,700	454,300	533,000
94	365,500	421,800	455,600	533,900
95	366,400	422,900	456,900	534,800
96	367,200	424,000	458,100	535,500
97	367,600	425,000	458,700	536,400
98	368,600	426,100	459,800	537,300
99	369,400	427,000	460,900	538,100
100	370,100	427,900	461,800	538,800
101	370,600	428,100	462,600	539,400
102	371,400	429,100	463,700	540,300
103	372,100	430,000	464,700	541,200
104	372,800	430,700	465,500	541,900
105	373,500	431,200	466,000	542,300
106	374,400	432,200	467,000	543,200
107	375,200	433,200	468,000	544,100
108	376,000	434,000	468,700	544,700
109	376,400	434,300	469,400	545,200
110	377,200	435,200	470,400	546,100
111	378,000	436,100	471,400	546,800
112	378,800	436,900	472,200	547,500
113	379,300	437,400	472,800	548,000
114	380,100	438,100	473,800	548,900
115	380,900	438,900	474,700	549,600
116	381,600	439,400	475,400	550,300
117	382,200	439,600	476,100	550,600
118	383,000		477,100	551,400
119	383,800		478,100	552,100
120	384,500		478,900	552,700
121	385,000		479,200	552,900
122	385,800			
123	386,500			
124	387,200			
125	387,700			
126	388,500			

127	389,200			
128	389,900			
129	390,400			
130	391,200			
131	392,000			
132	392,700			
133	393,100			
134	394,000			
135	394,900			
136	395,300			
137	395,600			

備考 この給料表は、附則第7項の適用を受ける教員に適用する。

附則別表第2

号給	1級	2級	3級	4級
1	220,500	281,600	334,600	424,900
2	222,600	284,800	338,100	426,900
3	224,700	287,900	341,600	429,100
4	227,000	291,200	345,200	431,200
5	228,800	294,100	347,700	433,100
6	230,900	297,000	351,600	435,700
7	232,900	300,000	355,100	438,200
8	235,000	302,800	358,300	440,800
9	237,100	305,200	361,100	443,600
10	239,400	308,400	364,400	446,000
11	241,700	311,400	367,500	448,400
12	243,800	314,400	370,700	450,900
13	246,000	316,900	373,600	453,300
14	249,000	319,500	376,100	455,700
15	251,900	322,100	378,700	458,300
16	254,100	324,200	381,400	460,800
17	255,100	326,500	383,700	462,500
18	257,400	329,400	385,800	464,900
19	259,800	332,000	387,900	467,300
20	262,600	334,900	390,300	469,700

21	266, 100	336, 800	392, 200	471, 600
22	269, 700	339, 500	394, 100	473, 900
23	273, 400	342, 000	396, 100	475, 900
24	276, 700	344, 100	398, 200	478, 000
25	279, 400	345, 600	400, 300	479, 800
26	282, 500	348, 000	402, 000	482, 100
27	285, 800	349, 800	403, 600	484, 200
28	288, 800	352, 200	405, 500	486, 500
29	291, 700	354, 700	407, 600	488, 600
30	294, 300	357, 000	409, 500	490, 800
31	296, 800	359, 300	411, 200	492, 900
32	299, 300	361, 700	413, 100	495, 000
33	301, 900	363, 600	414, 900	496, 800
34	304, 900	365, 800	416, 700	499, 000
35	307, 500	368, 000	418, 600	501, 100
36	310, 400	370, 300	420, 400	503, 300
37	313, 400	372, 800	422, 200	505, 500
38	315, 700	374, 900	423, 700	507, 300
39	317, 900	376, 900	425, 200	509, 000
40	320, 500	379, 100	426, 800	510, 800
41	322, 700	381, 300	428, 500	512, 700
42	323, 600	383, 300	430, 000	514, 800
43	324, 700	385, 200	431, 400	516, 600
44	326, 000	387, 200	433, 000	518, 500
45	326, 900	389, 400	434, 700	520, 200
46	328, 000	391, 200	436, 100	521, 700
47	329, 100	393, 000	437, 500	523, 400
48	330, 300	394, 900	439, 200	524, 900
49	331, 400	396, 700	440, 700	526, 600
50	332, 500	398, 400	441, 600	528, 200
51	333, 500	400, 000	442, 600	529, 600
52	334, 800	401, 700	443, 600	531, 200
53	335, 700	403, 200	444, 800	532, 600
54	336, 700	404, 800	445, 800	533, 900
55	337, 600	406, 100	446, 500	535, 100

56	338,600	407,600	447,500	536,600
57	339,600	409,300	448,400	538,000
58	340,300	410,800	449,400	538,900
59	341,100	412,300	450,200	539,700
60	342,200	413,700	451,100	540,600
61	343,200	415,100	452,100	541,500
62	344,400	416,500	453,100	542,000
63	345,600	418,000	454,000	542,500
64	346,800	419,500	455,000	543,000
65	347,700	420,900	456,000	543,300
66	348,800	421,800	457,000	543,700
67	349,700	423,000	457,900	544,100
68	351,000	424,100	458,900	544,500
69	352,300	425,200	459,600	544,900
70	353,300	425,900	460,400	545,600
71	354,300	426,700	461,200	545,800
72	355,500	427,500	462,100	546,000
73	356,500	428,300	463,100	546,100
74	357,500	429,100	463,700	547,000
75	358,300	429,700	464,400	547,800
76	359,400	430,400	465,100	548,700
77	360,400	431,300	465,900	549,600
78	361,400	431,900	466,200	550,500
79	362,300	432,400	466,500	551,500
80	363,300	432,900	466,800	552,300
81	364,400	433,300	467,000	553,200
82	365,400	433,800	467,200	
83	366,400	434,200	467,400	
84	367,400	434,800	467,600	
85	368,200	435,100	467,700	
86	368,800	435,600	467,800	
87	369,500	436,100	467,900	
88	370,200	436,600	468,000	
89	371,000	436,900	468,100	
90	371,400	437,400	468,200	

91	371, 900	438, 000	468, 300	
92	372, 500	438, 500	468, 400	
93	373, 000	439, 000	468, 500	
94	373, 300	439, 500	468, 600	
95	373, 700	439, 900	468, 700	
96	374, 200	440, 300	468, 800	
97	374, 300	440, 500	468, 900	
98	374, 700	440, 600	469, 400	
99	375, 100	440, 700	470, 000	
100	375, 500	440, 800	470, 700	
101	376, 100	441, 000	471, 200	
102	376, 500	441, 100	471, 800	
103	377, 000	441, 200	472, 600	
104	377, 500	441, 300	473, 300	
105	377, 900	441, 700	473, 800	
106	378, 400	442, 000	474, 500	
107	378, 900	442, 100	475, 200	
108	379, 400	442, 200	475, 900	
109	379, 600	442, 300	476, 400	
110	380, 100	442, 400	477, 100	
111	380, 600	442, 500	477, 700	
112	381, 100	442, 600	478, 400	
113	381, 500	442, 700	478, 900	
114	382, 000	442, 800		
115	382, 500	442, 900		
116	383, 000	443, 000		
117	383, 600	443, 100		
118	384, 100	443, 200		
119	384, 600	443, 500		
120	385, 100	443, 600		
121	385, 300	443, 700		
122	385, 500	443, 800		
123	385, 700	443, 900		
124	386, 000	444, 400		
125	386, 100	444, 900		

126	386, 200	445, 400		
127	386, 400	445, 800		
128	386, 600	446, 400		
129	386, 800	446, 900		
130	387, 000	447, 400		
131	387, 200	447, 900		
132	387, 400	448, 400		
133	387, 500	448, 900		
134	387, 600	449, 400		
135	387, 700	449, 900		
136	387, 800	450, 300		
137	387, 900	450, 800		
138	388, 000	451, 300		
139	388, 100	451, 800		
140	388, 200	452, 300		
141	388, 300	453, 000		
142	388, 400			
143	388, 500			
144	388, 600			
145	388, 700			
146	388, 900			
147	389, 400			
148	389, 900			
149	390, 500			
150	391, 000			
151	391, 400			
152	391, 900			
153	392, 400			
154	392, 900			
155	393, 400			
156	393, 900			
157	394, 400			
158	394, 900			
159	395, 400			
160	395, 800			

161	396,200			
162	396,800			
163	397,300			
164	397,800			
165	398,300			
166	398,800			
167	399,300			
168	399,800			
169	400,300			
170	400,700			
171	401,200			
172	401,700			
173	402,200			
174	402,700			
175	403,300			
176	403,800			
177	404,300			

備考 この給料表は、附則第8項の適用を受ける教員に適用する。

附 則（令和2.2.12 規程1）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）第19条、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第6(2)並びに公立大学法人大阪教職員給与規程（平成31年規程第40号）附則第4項、第7項及び附則別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則（令和2.3.31 規程50）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(追給の限度に関する経過措置)

2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程第65条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則 (令和3.3.31 規程 39)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.3.31 規程 388)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.9.30 規程 621)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5.2.28 規程 15)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(給与の内払)

4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則 (令和5.3.31 規程 120)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	153,900	231,000	261,900	347,700
2	155,000	233,200	263,700	350,000
3	156,200	235,100	265,500	352,200
4	157,300	236,900	267,200	354,600
5	158,400	238,600	269,000	356,900
6	159,500	240,100	270,900	359,200
7	160,600	241,700	272,800	361,400
8	161,700	243,200	275,000	363,700
9	162,800	244,900	277,300	365,900
10	164,200	246,600	279,500	368,100
11	165,500	248,300	281,600	370,200
12	166,800	249,800	283,700	372,400
13	167,800	251,400	285,900	374,600
14	169,300	253,300	288,000	376,800
15	170,800	255,000	290,100	378,900
16	172,400	256,700	292,200	381,100
17	173,400	258,300	294,400	383,400
18	174,800	260,300	296,600	385,600
19	176,200	262,000	298,700	387,700
20	177,800	264,000	300,900	389,900
21	178,800	265,800	303,100	391,900
22	181,500	267,300	305,300	393,700
23	184,000	269,100	307,400	395,300
24	186,500	271,000	309,600	397,000
25	189,000	272,900	311,900	398,700
26	190,600	274,700	314,000	400,200
27	192,200	276,500	316,100	401,800
28	193,700	278,400	318,200	403,400
29	195,000	280,100	320,300	404,900
30	195,400	282,000	322,400	406,100
31	195,700	283,800	324,500	407,200
32	196,200	285,600	326,600	408,400
33	196,700	287,400	328,600	409,500

34	197,500	289,300	330,800	410,700
35	198,200	291,100	332,800	411,900
36	198,700	293,000	334,900	413,100
37	199,800	294,600	336,800	414,000
38	201,500	296,400	338,900	414,700
39	203,200	298,200	341,000	415,400
40	204,700	300,000	343,100	416,100
41	206,400	301,800	345,000	416,800
42	208,000	303,500	347,000	417,500
43	209,900	305,100	349,000	418,100
44	212,000	306,800	351,000	418,500
45	213,900	308,500	352,900	419,000
46	215,500	310,200	354,800	419,300
47	217,200	311,900	356,700	419,500
48	219,200	313,600	358,600	419,700
49	221,200	314,900	360,300	419,900
50	222,800	316,500	361,800	420,100
51	224,900	318,100	363,300	420,300
52	226,900	319,700	364,800	420,500
53	228,800	321,300	366,100	420,700
54	230,500	322,900	367,200	420,900
55	232,100	324,500	368,300	421,100
56	233,800	326,000	369,400	421,300
57	235,700	327,400	370,300	421,500
58	237,100	328,600	371,400	421,700
59	238,700	329,800	372,500	421,900
60	240,400	330,900	373,600	422,100
61	242,000	331,600	374,400	422,300
62	243,300	332,500	375,100	422,500
63	244,600	333,400	375,700	422,700
64	245,900	334,200	376,400	422,900
65	247,300	334,800	376,700	423,100
66	248,500	335,500	377,400	423,300
67	249,900	336,300	378,100	423,500
68	251,300	337,100	378,800	423,700

69	252,800	337,800	379,100	423,900
70	253,900	338,500	379,800	424,100
71	255,400	339,200	380,500	424,300
72	256,800	339,900	381,200	424,500
73	258,400	340,200	381,800	424,700
74	259,500	340,800	382,500	
75	260,800	341,400	383,200	
76	262,100	342,000	383,900	
77	263,500	342,300	384,100	
78	264,600	342,800	384,500	
79	266,000	343,300	384,800	
80	267,400	343,800	385,100	
81	268,700	344,200	385,400	
82	269,900	344,700	385,700	
83	271,200	345,100	386,000	
84	272,500	345,600	386,300	
85	273,800	345,800	386,700	
86	274,800	346,300	387,000	
87	276,100	346,700	387,400	
88	277,400	347,200	387,800	
89	278,700	347,500	388,000	
90	279,800	348,000	388,200	
91	280,900	348,500	388,400	
92	282,000	349,000	388,600	
93	283,100	349,200	388,800	
94	284,100	349,500	389,000	
95	285,100	350,000	389,200	
96	286,100	350,500	389,400	
97	287,100	350,700	389,600	
98	287,900	351,100	389,800	
99	288,800	351,500	390,000	
100	289,700	351,700	390,200	
101	290,600	351,900	390,400	
102	291,500	352,100		
103	292,300	352,300		

104	293,100	352,500		
105	293,900	352,800		
106	294,500	353,000		
107	295,000	353,200		
108	295,500	353,400		
109	296,000	353,600		
110	296,600	353,800		
111	297,000	354,000		
112	297,400	354,200		
113	297,800	354,400		
114	298,200			
115	298,700			
116	299,000			
117	299,300			
118	299,600			
119	300,000			
120	300,400			
121	300,800			
122	301,200			
123	301,600			
124	302,000			
125	302,400			
126	302,800			
127	303,200			
128	303,600			
129	304,000			
130	304,400			
131	304,600			
132	304,800			
133	305,000			
134	305,200			
135	305,400			
136	305,600			
137	305,800			
138	306,000			

139	306,200			
140	306,400			
141	306,600			
142	306,800			
143	307,000			
144	307,200			
145	307,400			
再雇用	231,500	249,500	272,200	297,200

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 一般職給料表(2)

号給	1級	2級	3級
1	141,600	243,500	289,400
2	142,500	245,200	291,300
3	143,600	246,900	293,300
4	144,500	248,500	295,300
5	145,500	250,300	297,200
6	146,600	251,600	299,000
7	147,600	253,000	300,900
8	148,600	254,200	302,900
9	149,500	255,400	304,700
10	150,500	256,500	306,400
11	151,500	257,700	308,100
12	152,700	258,700	309,700
13	153,500	259,700	311,500
14	154,600	260,800	313,000
15	155,600	261,900	314,600
16	156,600	263,000	316,200
17	157,800	264,000	317,700
18	159,000	265,200	319,300
19	160,300	266,300	320,800
20	161,500	267,300	322,400
21	162,200	268,300	323,900

22	163,400	269,400	325,500
23	164,700	270,600	327,100
24	165,900	271,800	328,600
25	166,900	272,600	330,200
26	168,500	273,700	331,600
27	169,900	274,700	333,100
28	171,300	275,800	334,500
29	172,500	276,900	335,800
30	173,900	278,200	337,100
31	175,400	279,200	338,500
32	176,700	280,300	339,800
33	177,900	281,100	341,100
34	179,300	282,300	342,300
35	180,400	283,300	343,600
36	181,400	284,500	344,800
37	182,400	285,300	346,000
38	183,700	286,100	347,000
39	184,900	287,000	348,100
40	185,900	287,800	349,300
41	186,900	288,600	350,200
42	188,300	289,500	351,200
43	189,400	290,300	352,200
44	190,400	291,100	353,100
45	191,400	292,000	353,800
46	192,700	292,800	354,600
47	193,700	293,600	355,400
48	194,800	294,500	356,100
49	195,900	295,300	356,900
50	197,100	296,100	357,700
51	198,200	296,900	358,500
52	199,300	297,800	359,400
53	200,400	298,600	360,000
54	201,600	299,400	360,700
55	202,700	300,300	361,400
56	203,800	301,100	362,100

57	204,900	301,900	362,700
58	206,100	302,800	363,400
59	207,200	303,600	363,900
60	208,300	304,400	364,600
61	209,300	305,300	365,000
62	210,600	306,100	365,400
63	211,700	306,900	365,900
64	212,700	307,700	366,400
65	213,700	308,600	366,700
66	215,000	309,400	367,100
67	216,000	310,200	367,600
68	217,000	311,100	368,000
69	218,100	311,800	368,300
70	219,200	312,600	
71	220,400	313,500	
72	221,600	314,300	
73	222,500	315,000	
74	223,600	315,800	
75	224,900	316,700	
76	225,900	317,500	
77	226,800	318,300	
78	228,000	319,200	
79	229,300	320,000	
80	230,500	320,800	
81	231,100	321,600	
82	232,300	322,400	
83	233,500	323,200	
84	234,500	324,100	
85	235,400	324,800	
86	236,400	325,600	
87	237,500	326,400	
88	238,700	327,300	
89	239,500	328,000	
90	240,700	328,800	
91	241,700	329,700	

92	242, 700	330, 500	
93	243, 600	331, 200	
94	244, 600	332, 000	
95	245, 600	332, 900	
96	246, 600	333, 700	
97	247, 600	334, 300	
98	248, 600	335, 100	
99	249, 400	335, 900	
100	250, 400	336, 700	
101	251, 100	337, 300	
102	252, 000	338, 100	
103	252, 900	338, 800	
104	253, 700	339, 500	
105	254, 200	340, 300	
106	254, 800	341, 000	
107	255, 300	341, 700	
108	255, 900	342, 400	
109	256, 300	343, 100	
110	256, 800	343, 600	
111	257, 300	344, 100	
112	257, 800	344, 600	
113	258, 300	345, 100	
114	258, 700	345, 500	
115	259, 100	346, 100	
116	259, 600	346, 600	
117	260, 000	347, 000	
118	260, 400		
119	260, 800		
120	261, 200		
121	261, 600		
122	262, 000		
123	262, 400		
124	262, 700		
125	263, 200		
126	263, 600		

127	264,000		
128	264,400		
129	264,800		
130	265,200		
131	265,600		
132	266,000		
133	266,300		
134	266,600		
135	267,000		
136	267,500		
137	267,700		
138	268,000		
139	268,400		
140	268,800		
141	269,200		
142	269,600		
143	270,100		
144	270,500		
145	270,700		
146	271,100		
147	271,500		
148	271,900		
149	272,100		
150	272,500		
151	273,000		
152	273,400		
153	273,600		
154	274,000		
155	274,400		
156	274,800		
157	275,000		
158	275,500		
159	275,900		
160	276,300		
161	276,500		

162	276,900		
163	277,300		
164	277,700		
165	277,900		
166	278,400		
167	278,800		
168	279,200		
169	279,400		
170	279,800		
171	280,200		
172	280,600		
173	280,900		
174	281,300		
175	281,700		
176	282,100		
177	282,300		
178	282,700		
179	283,100		
180	283,500		
181	283,700		
182	284,100		
183	284,500		
184	284,900		
185	285,100		
再雇用	231,500	249,500	272,200

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3 教育職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	220,500	281,600	334,600	424,900
2	222,600	284,800	338,100	426,900
3	224,700	287,900	341,600	429,100
4	227,000	291,200	345,200	431,200

5	228,800	294,100	347,700	433,100
6	230,900	297,000	351,600	435,700
7	232,900	300,000	355,100	438,200
8	235,000	302,800	358,300	440,800
9	237,100	305,200	361,100	443,600
10	239,400	308,400	364,400	446,000
11	241,700	311,400	367,500	448,400
12	243,800	314,400	370,700	450,900
13	246,000	316,900	373,600	453,300
14	249,000	319,500	376,100	455,700
15	251,900	322,100	378,700	458,300
16	254,100	324,200	381,400	460,800
17	255,100	326,500	383,700	462,500
18	257,400	329,400	385,800	464,900
19	259,800	332,000	387,900	467,300
20	262,600	334,900	390,300	469,700
21	266,100	336,800	392,200	471,600
22	269,700	339,500	394,100	473,900
23	273,400	342,000	396,100	475,900
24	276,700	344,100	398,200	478,000
25	279,400	345,600	400,300	479,800
26	282,500	348,000	402,000	482,100
27	285,800	349,800	403,600	484,200
28	288,800	352,200	405,500	486,500
29	291,700	354,700	407,600	488,600
30	294,300	357,000	409,500	490,800
31	296,800	359,300	411,200	492,900
32	299,300	361,700	413,100	495,000
33	301,900	363,600	414,900	496,800
34	304,900	365,800	416,700	499,000
35	307,500	368,000	418,600	501,100
36	310,400	370,300	420,400	503,300
37	313,400	372,800	422,200	505,500
38	315,700	374,900	423,700	507,300
39	317,900	376,900	425,200	509,000

40	320,500	379,100	426,800	510,800
41	322,700	381,300	428,500	512,700
42	323,600	383,300	430,000	514,800
43	324,700	385,200	431,400	516,600
44	326,000	387,200	433,000	518,500
45	326,900	389,400	434,700	520,200
46	328,000	391,200	436,100	521,700
47	329,100	393,000	437,500	523,400
48	330,300	394,900	439,200	524,900
49	331,400	396,700	440,700	526,600
50	332,500	398,400	441,600	528,200
51	333,500	400,000	442,600	529,600
52	334,800	401,700	443,600	531,200
53	335,700	403,200	444,800	532,600
54	336,700	404,800	445,800	533,900
55	337,600	406,100	446,500	535,100
56	338,600	407,600	447,500	536,600
57	339,600	409,300	448,400	538,000
58	340,300	410,800	449,400	538,900
59	341,100	412,300	450,200	539,700
60	342,200	413,700	451,100	540,600
61	343,200	415,100	452,100	541,500
62	344,400	416,500	453,100	542,000
63	345,600	418,000	454,000	542,500
64	346,800	419,500	455,000	543,000
65	347,700	420,900	456,000	543,300
66	348,800	421,800	457,000	543,700
67	349,700	423,000	457,900	544,100
68	351,000	424,100	458,900	544,500
69	352,300	425,200	459,600	544,900
70	353,300	425,900	460,400	545,600
71	354,300	426,700	461,200	545,800
72	355,500	427,500	462,100	546,000
73	356,500	428,300	463,100	546,100
74	357,500	429,100	463,700	547,000

75	358,300	429,700	464,400	547,800
76	359,400	430,400	465,100	548,700
77	360,400	431,300	465,900	549,600
78	361,400	431,900	466,200	550,500
79	362,300	432,400	466,500	551,500
80	363,300	432,900	466,800	552,300
81	364,400	433,300	467,000	553,200
82	365,400	433,800	467,200	
83	366,400	434,200	467,400	
84	367,400	434,800	467,600	
85	368,200	435,100	467,700	
86	368,800	435,600	467,800	
87	369,500	436,100	467,900	
88	370,200	436,600	468,000	
89	371,000	436,900	468,100	
90	371,400	437,400	468,200	
91	371,900	438,000	468,300	
92	372,500	438,500	468,400	
93	373,000	439,000	468,500	
94	373,300	439,500	468,600	
95	373,700	439,900	468,700	
96	374,200	440,300	468,800	
97	374,300	440,500	468,900	
98	374,700	440,600	469,400	
99	375,100	440,700	470,000	
100	375,500	440,800	470,700	
101	376,100	441,000	471,200	
102	376,500	441,100	471,800	
103	377,000	441,200	472,600	
104	377,500	441,300	473,300	
105	377,900	441,700	473,800	
106	378,400	442,000	474,500	
107	378,900	442,100	475,200	
108	379,400	442,200	475,900	
109	379,600	442,300	476,400	

110	380, 100	442, 400	477, 100	
111	380, 600	442, 500	477, 700	
112	381, 100	442, 600	478, 400	
113	381, 500	442, 700	478, 900	
114	382, 000	442, 800		
115	382, 500	442, 900		
116	383, 000	443, 000		
117	383, 600	443, 100		
118	384, 100	443, 200		
119	384, 600	443, 500		
120	385, 100	443, 600		
121	385, 300	443, 700		
122	385, 500	443, 800		
123	385, 700	443, 900		
124	386, 000	444, 400		
125	386, 100	444, 900		
126	386, 200	445, 400		
127	386, 400	445, 800		
128	386, 600	446, 400		
129	386, 800	446, 900		
130	387, 000	447, 400		
131	387, 200	447, 900		
132	387, 400	448, 400		
133	387, 500	448, 900		
134	387, 600	449, 400		
135	387, 700	449, 900		
136	387, 800	450, 300		
137	387, 900	450, 800		
138	388, 000	451, 300		
139	388, 100	451, 800		
140	388, 200	452, 300		
141	388, 300	453, 000		
142	388, 400			
143	388, 500			
144	388, 600			

145	388,700			
146	388,900			
147	389,400			
148	389,900			
149	390,500			
150	391,000			
151	391,400			
152	391,900			
153	392,400			
154	392,900			
155	393,400			
156	393,900			
157	394,400			
158	394,900			
159	395,400			
160	395,800			
161	396,200			
162	396,800			
163	397,300			
164	397,800			
165	398,300			
166	398,800			
167	399,300			
168	399,800			
169	400,300			
170	400,700			
171	401,200			
172	401,700			
173	402,200			
174	402,700			
175	403,300			
176	403,800			
177	404,300			

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教である者をいう。）に適用する。

別表第4 看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	199,900	269,400	315,100	349,700	395,900	431,300
2	202,100	270,900	316,300	350,800	396,700	432,100
3	204,800	272,300	317,400	351,800	397,400	432,800
4	207,200	273,800	318,600	352,800	398,100	433,500
5	209,600	275,200	319,700	353,900	398,800	434,300
6	212,100	276,700	320,800	354,900	399,600	435,000
7	214,300	278,200	322,000	355,900	400,300	435,700
8	215,600	279,600	323,100	357,000	401,000	436,400
9	217,100	281,100	324,300	358,000	401,700	437,200
10	218,600	282,500	325,400	359,100	402,500	437,900
11	220,200	284,000	326,600	360,100	403,200	438,600
12	221,800	285,400	327,700	361,100	403,900	439,300
13	223,300	286,900	328,800	362,200	404,700	440,100
14	224,900	288,300	330,000	363,200	405,400	440,800
15	226,400	289,800	331,100	364,300	406,100	441,500
16	228,000	291,200	332,300	365,300	406,800	442,300
17	229,500	292,700	333,400	366,300	407,600	443,000
18	231,100	294,200	334,000	367,400	408,300	443,700
19	232,700	295,600	334,700	368,400	409,000	444,400
20	234,200	297,100	335,300	369,400	409,700	445,200
21	235,800	298,500	335,900	370,500	410,500	445,900
22	237,300	299,200	336,500	371,500	411,200	446,600
23	238,900	300,000	337,100	372,600	411,900	447,300
24	240,500	300,700	337,800	373,600	412,700	448,100
25	242,000	301,400	338,400	374,600	413,400	448,800
26	243,600	302,100	339,000	375,700	414,100	449,500
27	245,100	302,900	339,600	376,700	414,800	450,300
28	246,700	303,600	340,300	377,800	415,600	451,000
29	248,200	304,300	340,900	378,800	416,300	451,700
30	249,800	305,100	341,500	379,300	417,000	452,400
31	251,400	305,800	342,100	379,800	417,700	453,200
32	252,900	306,500	342,800	380,400	418,500	453,900

33	253,600	307,200	343,400	380,900	419,200	454,600
34	254,400	307,700		381,400	419,900	455,300
35	255,100	308,100		381,900	420,700	456,100
36	255,800	308,500		382,400	421,400	456,800
37	256,600	308,900		383,000	422,100	457,500
38	257,300	309,300		383,500	422,800	458,200
39	258,000	309,700		384,000	423,600	459,000
40	258,700	310,100		384,500		459,700
41	259,500	310,600		385,000		460,400
42	260,200	311,000		385,500		461,200
43	260,900	311,400		386,100		461,900
44	261,600	311,800		386,600		462,600
45	262,100	312,200		387,100		463,300
46	262,500	312,600		387,600		464,100
47	262,900	313,100		388,100		464,800
48	263,300	313,500		388,700		465,500
49	263,700	313,900		389,200		466,200
50	264,100					467,000
51	264,600					467,700
52	265,000					468,400
53	265,400					469,200
54	265,800					
55	266,200					
56	266,600					
57	267,000					
58	267,500					
59	267,900					
60	268,300					
再雇用	231,500	231,500	231,500	259,500	282,900	306,100

備考：この表は、看護師に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第5 給料の調整額

適用される給料表	教職員	支給額
----------	-----	-----

一般職給料表(1)	(1) 管理区域(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に定める管理区域をいう。以下同じ。)内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち、理事長が特に認める者	12,900円
	(2) 管理区域に業務上立ち入る職員のうち、理事長が特に認める者	8,600円
教育職給料表	(1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員のうち別に定める者	4級 46,200円 3級 40,200円 2級 38,100円
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者((1)に掲げる者を除く)	4級 30,800円 3級 26,800円 2級 25,400円
	(3) 国際基幹教育機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院共通教育科目担当教員」という。)のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当し、別に定める要件に該当する者	
	(4) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件に該当する者	4級 15,400円 3級 13,400円 2級 12,700円
	(5) 大学院共通教育科目担当教員((3)に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件に該当する者	
	(6) 大学院研究科に在学する学生の指導	1級 11,100円

	に常時従事する助教のうち、別に定める要件に該当する者	
	(7) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が1級であり、かつ理事長が特に認める者	27,750円
	(8) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が2級であり、かつ理事長が特に認める者	31,750円
	(9) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が3級であり、かつ理事長が特に認める者	33,500円
	(10) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が4級であり、かつ理事長が特に認める者	38,500円
	(11) 医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800円
	(12) 医学部附属病院において、(11)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100円

別表第6 管理職手当

(1)大阪公立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
研究院	研究院長	2種
	副研究院長	4種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
現代システム科学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
国際基幹教育機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	高等教育研究開発センター長	6種
	教職センター長	6種
	高度人材育成推進センター長	6種
	国際教育センター長	6種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	協創研究センター長	6種
	生産技術センター長	4種
	人工光合成研究センター長	3種
	放射線研究センター長	4種
	生物資源開発センター長	6種
	BNCT 研究センター長	6種
	附属植物園長	4種
	都市健康・スポーツ研究センター長	4種
図書館機構	機構長	2種

	副機構長	4種
	杉本図書館長	2種
	杉本副図書館長	4種
	中百舌鳥図書館長	4種
	阿倍野医学図書館長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
入試推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
農学部附属教育研究フィールド	フィールド長	4種
獣医学部附属獣医臨床センター	センター長	4種
医学部附属刀根山結核研究所	研究所長	3種
医学部附属病院	病院長	1種
	副院長	2種
	病院長補佐	3種
	医療安全センター長	3種
	部長	4種
	センター長（医療安全センター長を除く。）	4種
	室長	4種
基金推進室	室長	5種
万博市民連携推進室	室長	5種
大阪関西 EXPO パビリオン出展推進室	室長	5種
環境マネジメント推進室	室長	5種
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等 等コアリション推進室	室長	5種
ダイバーシティ推進室	室長	5種
データ利活用推進室	室長	5種
ICT 推進室	室長	5種

教育戦略室	室長	5種
アドミッションセンター	センター長	5種
研究戦略室	室長	5種
女性研究者支援室	室長	5種
国際戦略センター	センター長	5種
情報基盤センター	センター長	4種
情報セキュリティセンター	センター長	4種

(2)大阪府立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
高等教育推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種

(3)大阪市立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種

	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種